

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 道路の供用開始(五〇九・道路課)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(五一〇・道路課)……………1
- 開発行為に関する工事の完了(五一一・由利地域振興局建)

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路線名	区 間
	新	旧		
百五号			仙北市西木町上松木内字黒沢一四八番一地先	〃
				敷地の幅員(メートル)
				二〇・五〇〇～二二・二〇〇
				二二・四〇〇～三八・五〇〇
				延長(キロメートル)
				〇・〇五二

- 二 供用開始の期日 平成二十年十二月四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十二月二日から同月十五日まで

秋田県告示第五百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十年二月二十八日付け指令由建一二千三百四十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
由利本荘市谷山小路四十八番三
株式会社 昭和興業

設部)……………1

公 告

- 秋田県労働委員会委員の任命(雇用労働政策課)……………1
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(一八・教育庁総務課)……………1

告 示

秋田県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	神岡南外東由利線	大仙市南外字赤平台野七三番地先から五九番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成二十年十二月四日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十二月二日から同月十五日まで

秋田県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

- 二 代表取締役 中 村 稔
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市石脇字山ノ神十一番四百十五、十一番八百九十五、及び十一番千十七

秋田県労働委員会委員を、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二の規定により、次のとおり任命した。

平成二十年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

第三十八期秋田県労働委員会委員を平成二十年十二月一日次のとおり任命した。

任期は、労働組合法第十九条の五の規定により、二年とする。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

委員	氏 名
公益委員	阿部讓二、湊貴美男、古谷薫、嶋崎真仁、綿貫一子
労働者委員	工藤雅志、阿部康夫、清水尚子、鈴木光一、宇佐美豊
使用者委員	伊藤博、三浦潔、吉田和枝、小宅鍊、高野力

- 平成二十年十二月二日
- 秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子
- 一 日時 平成二十年十二月三日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について
の専決処分報告
- (二) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu@natsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄